

婦人関係資料シリーズ
調査資料N0.20

労働者家族の生活

扶養の問題を中心として

労働省婦人少年局

は し が き

婦人少年局ではすでに数次にわたり労働者家族の生活について、大企業、中小企業、下層等規模別の調査を実施しその生活実態を明らかにすることに努めてきましたが、今回はとくに労働者世帯における扶養の問題及び生活不安の問題を中心として調査を行いました。ここに結果報告を刊行するにあたり、調査の対象となつた事業場、労働組合はじめ労働者家族の方々に感謝するとともに、この資料が労働者家族問題に関心をもたれる方々のために何らかのお役に立てば幸いと考えます。

昭和 32 年 7 月

労働省婦人少年局

労働者家族の生活

—扶養の問題を中心として—

目 次

は し が き	
調 査 の 概 要	1
調査結果の概要	2
調 査 の 結 果	5
Ⅰ 世帯の生活状態	7
1. 世 帯	7
(1) 家 族 構 成	7
(2) 世 帯 人 員	8
(3) 世帯内の有職者	8
(4) 家 計	8
2. 夫 と 妻	10
(1) 年 令	10
(2) 学 歴	10
(3) 親 の 職 業	10
(4) 経 歴	11
(5) 現 在 の 職 業	12
Ⅱ 扶養関係の実態と意識	13
1. 子供の養育について	13
2. 両親の扶養について	16
3. きょうだいの扶養について	24
4. 親類その他の扶養について	25
Ⅲ 生活不安と対処の方法	28
1. 収入の途絶と対処の方法	28
2. 不時の支出と対処の方法	29
3. 貯 え と 借 金	30

4. 家族の就職	31
(1) 妻の就職について	32
(2) 子供の就職について	36
(3) 妻の病気の際の家事担当者	37

統計表目次

第1表 家族構成 (15事業場)	7
第2表 世帯内世代数 (15事業場)	7
第3表 家族数 (15事業場)	8
第4表 世帯内の有職者 (15事業場)	8
第5表 職業と内職 (15事業場)	8
第6表 消費単位当り収入 (磐城、三池)	9
第7表 学 歴 (15事業場)	11
第8表 親の職業 (15事業場)	11
第9表 夫の職業経歴 (15事業場)	12
第10表 妻の結婚後の職業 (15事業場)	12
第11表 子供の数 (15事業場)	13
第12表 希望する子供の数—現在児数別— (磐城、三池)	14
第13表 家族計画普及状況 (15事業場)	14
第14表 子供の教育程度 (15事業場)	14
第15表 子供の希望学歴 (磐城、三池)	15
第16表 子供の職業に対する希望 (磐城、三池)	16
第17表 別居又は独立の子の数とその理由 (15事業場)	16
第18表 親の扶養状況 (15事業場)	17
第19表 親別親の扶養状況 (15事業場)	18
第20表 妻の年齢別親の扶養状況 (磐城、三池)	18
第21表 親への仕送りの有無—年齢別、消費単位当り収入階層別— (磐城、三池)	19
第22表 きょうだい、親類からの仕送りの有無 (磐城、三池)	19
第23表 調査世帯が扶養していない場合の親の状況 (15事業場)	20
第24表 自家で扶養することをどう思うか (磐城、三池)	20
第25表 扶養の家計に対する影響 (磐城、三池)	21

第26表 親を扶養する生活の余裕 (磐城、三池)	21
第27表 親の扶養に対する意見 (磐城、三池)	23
第28表 子供が扶養するのがよい、その他の方法がよい (磐城、三池)	23
第29表 きょうだいの扶養状況 (磐城、三池)	24
第30表 きょうだいへの仕送り状況 (磐城、三池)	25
第31表 きょうだいの扶養をどう思うか (磐城、三池)	25
第32表 親類などへの仕送り、援助をどう思うか (磐城、三池)	26
第33表 親類などへの仕送り、援助の家計に対する影響 (磐城、三池)	26
第34表 きょうだいや親類などへの援助についての意見 (磐城、三池)	26
第35表 収入途絶による困窮の有無 (磐城、三池)	28
第36表 収入途絶の際の切掛け方法 (磐城、三池)	28
第37表 不時の支出による困窮の有無—消費単位当り収入階層別— (磐城、三池)	29
第38表 不時の支出の際の切掛け方法 (磐城、三池)	29
第39表 今後に対する対策—困った経験の有無別— (磐城、三池)	30
第40表 財産収入の有無 (15事業場)	31
第41表 貯金の有無 (15事業場)	31
第42表 借金の有無 (15事業場)	31
第43表 借金の経験の有無 (15事業場)	31
第44表 金銭不足時の借入先 (15事業場)	31
第45表 妻の仕事の有無と種類—消費単位当り収入階層別— (磐城、三池)	32
第46表 妻の仕事の内容 (磐城、三池)	32
第47表 妻が仕事を持った理由 (磐城、三池)	33
第48表 妻が仕事を始めてからの期間 (磐城、三池)	33
第49表 妻の収入の使途 (磐城、三池)	33
第50表 妻の収入の途絶による影響 (磐城、三池)	34
第51表 妻の仕事の継続予定 (磐城、三池)	34
第52表 子の仕事の有無 (磐城、三池)	35
第53表 子の仕事の内容 (磐城、三池)	35
第54表 子の仕事をもった理由 (磐城、三池)	35
第55表 子が仕事を始めてからの期間 (磐城、三池)	36
第56表 子の収入の使途 (磐城、三池)	36
第57表 子の収入の途絶による影響—使途別— (磐城、三池)	36

第58表	子の仕事の継続予定・収入途絶による影響別、使途別一（磐城、三池）	87
第59表	家事労働の担当者（磐城、三池）	38
第60表	妻の病気の際の家事担当者（磐城、三池）	38

図表目次

第1図	炭鉱労働者の月収と世帯総収入（15事業場平均）	9
第2図	消費単位当り収入	10
第3図	夫の年齢構成	10
第4図	子供の人教別にみた妻の病気の際の家事担当者（例、磐城）	38

調査の概要

1. 調査の目的

この調査は労働者世帯の扶養の問題及び生活不安の問題を主として取扱った。すなわち、農家世帯とはなつて一定の収入のもとで夫の労働力によつて生活する労働者世帯がどのような扶養関係をもた、又親、きょうだい等の扶養についてどのような考え方をもっているか、また労働者世帯がどのような生活不安を経験し、それにどのような方法で対処してきたか、等の観点から、労働者家庭生活の実態を明らかにする一つの試みとして、この調査を行つた。

2. 調査の対象及び調査方法

調査対象については、対象世帯を集团的にとらえる便宜のため、対象事業場を石炭鉱業にもとめ、全国15の炭鉱事業場において調査を行つた。事業場の選定については、従業員数1,000人以上の事業場をもつ道県（北海道、福島、茨城、山口、福岡、佐賀、長崎の7道県）において県内炭鉱労働者数に比例して15事業場を割当て、地理的条件その他を考慮して、個々の事業場を選定した。

これら15事業場において、妻をもつ労働者計4,800名を無作為に抽出し、世帯及び家族に関する一般調査を行つた。調査方法は各世帯に調査票を配布し、各自記入の方法によつた。

また更に福島県及び福岡県における対象事業場のうちの各一カ所については（福島では常磐磐城、福岡では三井三池）、これら二事業場の一般調査対象世帯中700世帯に対して、妻を対象に、詳細な面接調査を行つた。（巻末調査票参照）

なお、これらの個人調査と併行して、各事業場単位に、経営側より聞き取りを行い、また資料蒐集の方法によつて、事業場の状況、労働者及び家族の生活環境を把握するための調査を行つた。

この調査は昭和30年2月から3月にかけて実施した。

調査結果の概要

1. 世帯の生活状態について

(1) 家族構成

全調査対象 8478 世帯中の 75% が夫婦と未婚の子女よりなる世帯で、親や兄弟姉妹と同居している世帯は 22% である。世帯人員の平均は 5.05 人で 4 人から 6 人の世帯がもつとも多い。同居している子供の数は一世帯あたり平均 2.6 人である。

(2) 世帯内の有職者と世帯収入

世帯主以外で職業をもつものは、一世帯あたり平均 0.22 人、そのうち妻は 18%、息子 37%、娘 11%、その他 34% となつている。副業や内職をもつものは世帯主を含めて一世帯あたり平均 0.07 人でその過半数は妻である。

世帯収入の平均は 18,752 円、そのうち世帯主の本業収入は 17,598 円となつている。

2. 扶養関係について

(1) 子供の養育について

子供の教育程度を全調査世帯についてみると、男女とも新制中学卒業までのものが最も多く、新制高校までのものは男子で 2 割、女子で 1 割程度、大学教育を受けているものは極めて少い。また子供の学歴についての親の希望をきいた結果は全体の 85% が新制高校までといつており、その他は殆ど新制中学までで、大学以上を望むものは少い。また、子供の職業についての親の希望をみると、親ゆずりの炭鉱を希望するものよりむしろ会社員、教員、公務員等のホワイトカラーを望むものの方が多い。

別居している子供について別居の理由をみると、男女を通じてその殆どが就職と結婚となつており、進学のために家を離れているものは極めて少い。従つてこれらの子供たちに仕送りをする世帯は少い。

(2) 親の扶養について

全調査世帯 8478 のうち扶養の必要のある親をもつ世帯は 2350、そのうち親と同居して扶養している世帯は 715 (21%)、親と別居して仕送りをしている世帯は 412 (12%)、このほかに同居と仕送りの両方の方法で 2 人以上の親を扶養している世帯が少数あり、結局何らかの形で親を扶養している世帯は 1136 で、全体の 33% となつている。これを夫の親と妻の親に分けてみると、約 8 割までが夫の親であり、又その場合の夫は長男に当たるものが多く (約 75%)、二、三男以下の場合に比較的小さい。

これらの親を扶養している世帯の主婦に対して、親を扶養していることについてどう考えているかをきいたところ、殆どのものが「当然と思う」と答えてをり、また親を扶養しているために家計が苦しいといつてゐるのは 1 割程度で、大部分は「何とかなる」とか「苦しくない」とかいづている。

また、全世帯の主婦に対して、親の扶養について長男一人のみでみるやり方と、子供全部でみるやり方と一部の子供がみるやり方とでは何れがよいと思うかを尋ねたのに対して、答は「長男一人」が約 4 割、「子供全部」が約 4 割、「子供一部」が約 2 割であつた。更にまた親の老後の生活は子供がみるのがよいか、他の方法の方がよいと思うかを質問したところ、「子供がみるのが当然」というものが全体の 9 割を占め、「他の方法がよい」といつたものは 1 割に満たない少数であつた。

(3) きょうだいの扶養について

夫や妻のきょうだいを扶養している世帯は全体の極く一部分であるが、扶養している場合についてみるとその大部分が夫側のきょうだいに対してであり、その場合の夫は長男 (長兄) のものが多い。きょうだいを扶養することについての主婦の考え方は私の場合とは多少異なり、「扶養することは当然と思う」というものは半数以下となつている。

3. 生活不安と対処の方法

夫の収入が途絶えて困つた経験のある世帯は調査対象全体の 2 割余で、また不時の支出のために困つた経験のある世帯も同じく 2 割程度であつた。これらの世帯がこのような経済的困難をどのようにして切抜けたかをみると、「親類から援助を受けた」ものが 2 割余でもつとも多く、次いで「会社や組合からの融資によつた」ものが 2 割近くを占めている。夫や妻が働いたり、財産や貯金を処分して切抜けたというものは比較的少い。また今後こういうことが起つた場合どうするつもりかときいたのに対してはやはり「親類にたよる」「組合にたよる」という答が多かつた。

全調査世帯のうち現在貯金のあるものは 3 割前後、借金のあるものはおよそ半数であつた。

4. 家族の就職について

(1) 妻の就職について

結婚後何かの仕事をもつたことのある妻は全体の 2 割程度であるが、現在仕事をもっているものは 1 割余で、その仕事の大部分が内職であり、勤務や自営の仕事をもつものは僅かである。仕事をもつた理由としてはほとんどが「夫の給料が足りないため」「子供の学費のため」等の経済的理由を述べている。妻の収入の使途については、全部を家計に入れるというものが 7 割を占め、その他のものもほとんどが収入の大半を家計の補助に使つており、全部を自分の小遣いにするというものは例外的に少い。一方この妻の収入がなくなつた場合家計にどの程度の影響があるかを質問したのに対して「とてもやつていけなくなる」と答えたものより「何とかなる」とか「大して困らない」とか答えたものの方が多い。しかし勤務をもつものでは「大して困らない」と答えたものは一人もない。

(2) 子供の就職について

同居している子供のうち仕事をもっているものは子供の全体の数からみれば極めて僅かであるが、妻の場合と異なり内職や自営は少く勤務が多い。仕事をもつた理由はやはり「父の給料で足りないため」という

ものもつとも多い。収入の使途については妻の場合と同様収入の一部又は全部を家計に入れるものが多いが、収入の全部を家計に入れるものは妻の場合のように多くはなく、収入の7～8割を家計に入れるものもつとも多い。収入がなくなつたとしたら家が困るかどうかという質問に対しては、「やつていけなくなる」と答えたものが約5割で、妻の場合より多く、子供の収入は妻の収入よりも家計の補助としてより大きな役割をもつものであることがわかる。

調査の結果

I 世帯の生活状態

この調査の主要テーマである労働者世帯の扶養の問題と生活不安の問題について調査の結果を述べるに先立つて、調査の対象となつた世帯の家族関係、経済状態及び夫と妻の経歴等について一通りみておく必要があると思われるので、最初にこれら一般的な世帯の生活状態についての調査の結果を概略的に述べるとにする。

なおこの報告書では毎々の事業場別の調査結果は原則として省略し、総計のみを示した。但し面接によつてより詳細な調査を行つた常磐磐城、三井三池の二事業場については一部事業場別の結果を示した。

1. 世 帯

(1) 家 族 構 成

この調査の対象となつた 3478 世帯中 76% は、所謂近代型ともいふべき夫婦と未婚の子女よりなる世

第1表 家族構成 (15事業場計)

		100% (3,478)
近代型①	夫婦だけ	6%
	夫婦+子供	69%
	計	75%
① + 親		14%
① + 兄弟姉妹		2%
① + 親 + 兄弟姉妹		6%
① + その他		3%

第2表 世帯内世代数

世 代 数	15事業場計	磐 城	三 池
総 数	100% (3,478)	100% (283)	100% (379)
1 世 代	6%	3%	7%
2 世 代	73%	74%	69%
3 世 代	20%	22%	23%
4 世 代	1%	1%	1%

帯で、親や兄弟姉妹が同居している世帯は 22% である(第1表)。これをとくに詳しく面接調査を行つた磐城及び三池の二事業場についてみると、磐城では 73%、三池では 67% が夫婦と子供とで構成されている世帯で、いずれも 15 事業場の平均より低い。すでに調査した大工場労働者及び中小工場労働者の家族構成と比較すると(婦人関係資料シリーズ No. 8, P. 16, 同 No. 13, P. 63(注))、大工場労働者では近代型 81.6%、中小工場労働者では 75.6% となつており、いずれも東京周辺の工場が対象であるためか、近代型家族の割合は本調査対象の方が低くなつてゐる。

世代の重なりについてみると、同一世帯内に二世代の家族が住んでいる世帯がもつとも普通で、これは大体近代型家族に対応する割合であり、次が 3 世代、1 世代、4 世代の順である。(第2表)

(注)この二つの調査は、調査規模、調査方法ともに本調査とは異つたものであるから、直接比較の対象とすることは無理であり、参考とする程度はしない。

(2) 世帯人員

近代型家族が多いから、最家世帯にみられるような多人数世帯は少い。平均世帯人員は 15 事業場平均 5.05 人で、4 人から 6 人の世帯がもつとも多く、7 人以上の世帯は 2 割である。磐城及び三池の二事業場についてみると、磐城では 5.33 人、三池 5.47 人で、いずれも 15 カ所平均より多く、これは近代型家族の割合が少いことと対応関係があると思われる。(第 3 表)

第 3 表 家族数

家族数	15事業場 計	磐 城	三 池
調査世帯数	3,478	283	379
調査世帯員数	17,584	1,541	2,075
一世帯平均	5.05	5.33	5.47
2人	216	8	19
3人	495	30	37
4人	698	54	55
5人	778	73	87
6人	588	50	78
7人	366	38	58
8人	201	18	25
9人	99	6	12
10人	28	6	4
11人	7	—	3
12人	1	—	—
13人	1	—	—
14人	1	—	—

同居の子供数は平均 2.6 人で、8 割以上は 4 人以下であり、いわゆる多子家庭は多くない。

(3) 世帯内の有職者

世帯主以外で職業をもつものは全体で 764 人であり、一世帯あたりの平均は 0.22 人である。このうち妻は 138 人(18%)、息子 282 人(37%)、娘 85 人(11%)、父 53 人(7%)、母 20 人(3%)、その他の男(兄弟、甥など) 114 人(15%)、その他の女(姉妹、姪など) 65 人(9%) となっており、その半数以上が炭鉱で働いている。(第 4 表)

また副業、内職をもっているものは世帯主をも含めて 260 人、一世帯あたり平均 0.07 人で、内職は世帯主 58 人(26%)、妻 142 人(55%)、息子 18 人(7%)、娘 9 人(3%)、父 17 人(7%)、母 4 人(1.5%)、その他となっている(第 5 表)。なお前記調査の大工場労働者家族では、一世帯あたりの有職者は 0.13 人、内職者 0.15 人、中小工場労働者家族では、有職者 0.41 人、内職者 0.12 人であった。

第 4 表 世帯内の有職者 (15事業場計)

続柄別	世帯員数	有 職			無 職
		計	炭坑労働	その他の職	
総 数	14,103	764	391	373	13,339
妻	3,459	138	61	77	3,321
息 子	4,632	282	177	105	4,350
娘	25	3	—	3	22
父	4,248	85	34	51	4,163
母	364	53	25	28	311
その他の男	645	20	9	11	625
その他の女	290	114	71	43	176
不 明	350	65	13	52	285
不 明	90	4	1	3	86

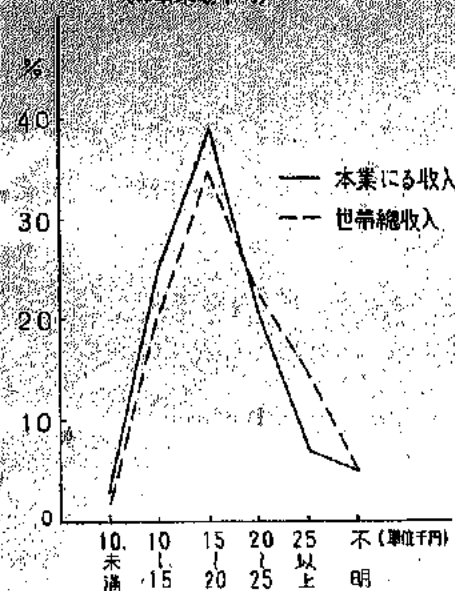
(4) 家 計

家計の基礎になるものは収入である。そこでまず労働者本人の本業による収入をみると、月収額の 15 事

業場平均は 17,698 円であるが最高は 19,122 円、最低は 13,600 円となっている。

参考のために毎月勤労統計調査 30 年 2 月の数字とあわせておくと、全産業総数男子の 1 人平均月間現金給与額は 18,662 円、石炭鉱業生産労働者男子のそれは 15,715 円である。

階層別では、第 1 図のように、15,000 円から 20,000 円の層がもつとも多く、全体の約 4 割を占め、次が 10,000 円から 15,000 円の層、20,000 円から 25,000 円の層という順になり 25,000 円以上と 10,000 円未満とは、7%と 3%にすぎない。この分布は各事業場に大体共通してみられるところである。

第 1 図 炭鉱労働者の月収と世帯総収入
(15事業場平均)

次に副業、内職による収入や本人以外の有職者の収入等を合せた世帯総収入をみると、15 事業場平均は 18,752 円で、本人の本業だけの収入より 1,154 円多くなっている。事業場別の最高は 22,129 円、最低は 14,698 円である。階層別では、本業による収入と同様 15,000~20,000 円の層がもつとも多く(35%)、25,000 円以上の層が 15%に増加し、15,000 円未満が 22%に減少している。

なお、磐城、三池の両事業場について、世帯総収入を消費単位あたり収入に換算し階層別世帯数をみた。第 6 表の通りである。世帯の生活程度をみる参考として示しておく。

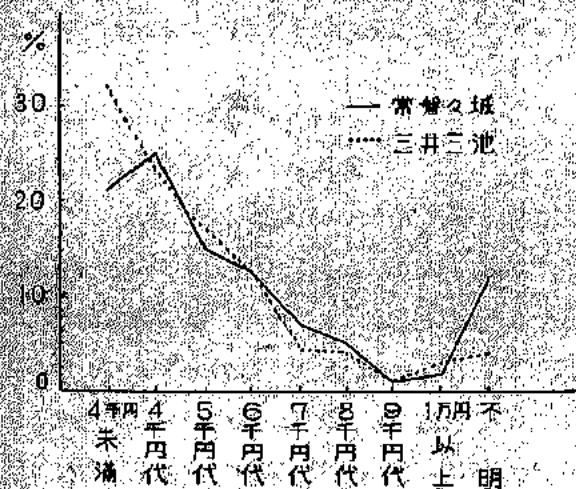
第 6 表 消費単位あたり収入

事業場	調査 世帯数	4000円 未 満	4000円 5000	5000円 6000	6000円 7000	7000円 8000	8000円 9000	9000円 10,000	10,000円 以 上	不 明
磐 城	283	58	72	43	35	19	13	3	6	34
	100%	21%	25%	15%	12%	7%	5%	1%	2%	12%
三 池	379	122	86	64	47	17	15	4	10	14
	100%	32%	23%	17%	12%	4%	4%	1%	3%	4%

注 ここでは内閣統計局の消費単位を使用した

	0~1才	2~4才	5~7才	8~10才	11~14才	15~20才	20才以上
男	0.3	0.4	0.5	0.7	0.8	0.9	1.0
女	0.3	0.4	0.5	0.7	0.8	0.9	0.9

第2図 消費単位当り収入

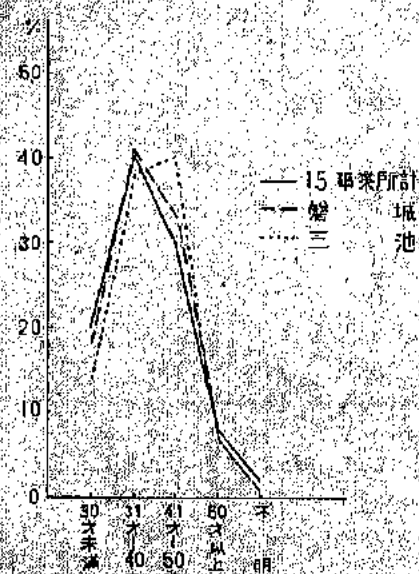


となつてはいるが、かけ買いの多い地域に必ずしも未払分をもつものが多いとは限らない。

2. 夫 と 妻

(1) 年 令

第3図 夫の年齢構成



なお、統計の問題と関連して、炭鉱町にしばしばみられるかけ買い(伝票買い)の実態を調べてみた。簡単に結果を記しておく。かけ買いがどの程度行われているかをみると、15事業場合計では、かけ買いをするもの23%、時々するもの12%、しないもの64%であつた。但しこの割合は事業場によつて相当のひらきがみられる。次に、これらのかけ買いをする家では月にどの位のかけ買をするかを調べたところ、多いところでは5,000円~10,000円、大体3,000円位が多い。かけ買いの未払分があるものはかけ買いをするものの約4割

この調査の対象となつた世帯の夫の年齢構成を第3図によつてみると、50才代のは平均1割に満たない。また30才未満のものも少く、2割である。

(2) 学 歴

夫と妻の学歴は第7表のとおりである。夫と妻の間には大して学歴の相違はなく、どちらも高小卒がもつとも多く、次が小卒で両者を合すると、夫は78%、妻は72%に達する。高等教育をうけたものは極めてまれである。

(3) 親 の 職 業

対象世帯の夫と妻はどのような階層から

第7表 学 歴 (15事業場計)

学 歴	夫	妻
不 就 学	0*	0*
小 卒	23	24
高 小 卒	55	48
新 中 卒	0*	2
旧 中 卒	17	18
高 等 学		0*
同 等 卒	1	0*
大 卒	0*	-
不 明	4	-

注 0* は0.5%未満

第8表 親 の 職 業 (15事業場計)

職 業	夫の親	妻の親
総 数	3,478	3,478
計	1,770	1,522
農業者・林業者及び類似従事者	975	714
漁業者及び類似従事者	38	43
採炭採石従事者及び類似従事者	320	279
運輸機関運転従事者	8	11
製造修理従事者	138	196
その他の生産従事者	73	38
専門的技術的職業従事者	22	29
管理的職業従事者	3	3
事務従事者	53	44
売買及び類似従事者	120	157
サービス職業従事者	20	28
無	286	186
不 明	1,422	1,770

第9表 夫の職業経歴 (15事業場計)

	夫 数	%
総 数	3,478	100
現職以前に炭鉱のみ	228	7
現職以前に炭鉱以外	2,062	59
現職以前に炭鉱以外の炭鉱以外	342	10
現職のみ	466	13
不 明	380	11

の出身が多いかをみるため、最終学校卒業時の親の職業をきいた。夫の親の場合は、15事業場を通じて農林業従事者がもつとも多く、不明を除いた全体(2056人)の47%を占めており、磐城、三池両事業場についてみてもそれぞれ46%と47%を出している。次に多いのが採炭採石業従事者で、これは親の代から炭鉱に働いているケースである。(磐城では16%、磐城では20%、三池には少く8%となつている。)3番目は製造修理業(総数7%、磐城6%、三池16%)、4番目が売買及び類似業従事者(総数6%、磐城6%、三池4%)の順となり、他はずつと少くなつてはいる。

妻の親の職業についてみても、農林業がもつとも多く(総数42%、磐城42%、三池42%)、採炭採石業(総数16%、磐城19%、三池14%)、製造修理業、売買及び類似業と、順位は夫の親の場合と全く同じで、割合も大きな相違はない。(第8表)

(4) 経 歴

夫である労働者が現在の炭鉱に就職するまでの経歴は次のようになっている(第9表)。即ち、現在の仕事以前にはほかで働いたことのあるものが全体の76%を占めている。最初から今の事業場で働いているものは15事業場の平均では13%であるが、磐城と三池では比較的多く、それぞれ23%と21%になつてはいる。また全体の7割近くが現職につく前に炭鉱以外の仕事をした経験をもっている。現職の前に他の炭鉱で働いた経験のあるものが17%あり、その勤続年数は1年未満のものから20年以上まであるが、3年~10年位が半数に達する。また現職の前に二種類以上の職業についたことのあるものは、全体の27%で、多い所では4割近くに達している。前職中多いものは、製造修理業、農林業、採炭採石業等である。即ち、生産工場などの工員、農夫、他

第10表 妻の結婚後の職歴 (15事業場計)

種 別		数
有	小 計	651
	勤 務	404
	内 勤	34
	洋 和	31
	職 業	47
	の 他	77
無	前 業	32
	不 明	26
無		2,541
不 明		286

多く、10年～15年、15年～20年がこれに続いている。勤続年数が5年以下のものは多くない。

妻の現在の職業については第Ⅲ部で詳しくみることにする。

の炭鉱の鉱夫などから転じてきたものが多い。

妻の結婚後の職業経歴についてみると(第10表)、仕事(内職も含めて)をもつたことのあるものは全体で651人(3478人中19%)、その内訳は勤務をもつたもの404人(12%)、内職をした者189人(5%)、商売をしたもの32人(1%)、不明36人(1%)となっている。

(5) 現在の職業

夫の従事する仕事の種類は、坑内の直接、間接、坑外現場及び事務まで、炭鉱労働者としての全職種にわたっている。現在の事業場での勤務年数をみると、どの事業場においても5年～10年というものが

Ⅱ 扶養関係の実態と意識

以上で15事業場を通して対象世帯の生活状態を、主として家族関係と経済面から一通りみてきたのであるが、ここでは本調査の主題である扶養関係に問題をしばつて、実態とそれに対する主婦の考え方をみていくことにする。

労働者世帯の生活は原則として、労働者である夫(父)の得る賃金によって支えられている。賃金は多少の変動があるとしても、大体一定の枠があり、毎月ほぼ定額のもので支給されるから、生活が一応安定しているという長所があるが、その反面収入に伸縮性がないから家族の増減は直接家計に影響し、従つて扶養能力は限定されたものとならざるを得ないであろう。このような条件の中でこれら労働者世帯は現にどのような扶養関係をもち、そのことがどの程度家計に影響を与え、家計を担当しているものはそのことをどのように受取つているであろうか。以上のような労働者家族に特有な扶養についての問題を、子供との関係、親との関係、きょうだいその他との関係に分けて、それぞれについて調査の精査をみることにする。

1. 子供の養育について

まず現在同居している子の数は、世帯人員の所でも簡単にみたが、一世帯3人がもつとも多く(808世帯)、2人(784世帯)、1人(647世帯)、4人(490世帯)の順で、5人以上最高9人の子をもつ家も少

第11表 同居している子供の数 (15事業場計)

調査世帯数	子供数	世帯平均数	0	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人
3,478	8,954	2.6	327	647	784	808	490	253	114	43	12	1

数ながらみうけられる(第11表)。反対に子のない家も327世帯ある。一方、子供は何人ぐらいがよいかを磐城、三池二事業場の対象世帯の主婦にきいてみると、両事業場とも約80%のものが3人か4人と答えている(第12表)。

次に家族計画がどの程度行われているかをみると第13表の通りである。即ち半数近くのものが避妊制限の講習会に出席したことがあると答えており、これらの人は一応家族計画に関心をもち、且つ家族計画についての知識をもつものと考えられる。さらに現実には避妊調節をしているものは全体の38%となっている。しかし妊娠中絶をした経験のあるものが4人に1人もあることは注目される。以上は15事業場を通しての総数をみたのであるがこの項目については事業場別に相当のひらきがみられる。講習会に出たことのあるものが、12%程度しかない所もある一方、85%に達している所もある。これは炭鉱町のように集団生活が行われているところでは、会社やその地域の人が家族計画について熱意をもっている場合には非常に普及しやすいので地域的な差が出るのではないかとと思われる。事業場調査によれば15の対象事業場の

第12表 希望する子供の数

現在子供数		調 査 世 帯 数	いない	1,2 人	3,4 人	5,6 人	7 人以上	不 明
磐 城	総 数	283	—	35	230	13	—	5
	0 人	13	—	3	10	—	—	—
	1,2 人	105	—	26	74	3	—	2
	3,4 人	115	—	6	103	3	—	3
	5,6 人	40	—	—	34	6	—	—
	7,8 人	9	—	—	8	1	—	—
	9人以上	1	—	—	1	—	—	—
三 池	総 数	379	1	45	294	33	—	6
	0 人	27	1	10	14	1	—	1
	1,2 人	128	—	26	99	3	—	—
	3,4 人	149	—	7	127	12	—	3
	5,6 人	63	—	2	47	12	—	2
	7,8 人	12	—	—	7	5	—	—
	9人以上	—	—	—	—	—	—	—

第13表 家族計画普及状況 (15事業場計)

種別	産児制限の講習会に出席したことがあるか	受胎調節をしているか	妊娠中絶をしたことがあるか
総数	(3,478) 100%	(3,478) 100%	(3,478) 100%
ある又はしている	48	38	25
ない又はしていない	43	49	63
不明	9	13	12

女の教育について「お子さんはどこまで学校へおけるつもりですか」という質問をかけたところ、第15表のような結果がみられた。即ち二事業場とも男女を通じて高校までというものがもつとも多く（磐城男121人、女113人、三池男144人、女158人）、大学以上を望むものは、磐城では39人（内女2人）、三

第14表 子供の教育程度 (15事業場計)

男 女 別	総 数	未 就 学	在 学 中				不 就 学	卒 業 又 は 中 退										不 明
			小 学 校	中 学 校	高 等 学 校	大 学		小 学 校	高 等 学 校	新 中 学 校	旧 中 学 校	新 高 等 学 校	旧 高 等 学 校	新 制 大 学	旧 制 大 学			
計	8,880	4,074	2,202	882	236	12	15	70	99	307	85	178	4	4	—	51		
男 の 子	4,632	2,093	1,095	466	153	12	18	46	69	297	41	126	4	4	—	28		
女 の 子	4,248	1,981	1,107	416	83	—	7	24	30	250	44	52	—	—	—	23		

第15表 子供の希望学歴

現在子供数	子供のある世帯数	男の子					女の子					不明
		義務教育	高校	大学	以上	その他	義務教育	高校	大学	以上	その他	
磐城	総数	270	57	121	37	—	4	96	113	2	—	3
	1,2人	105	9	37	20	—	2	17	42	2	—	2
	3,4人	115	23	63	13	—	2	46	56	—	—	1
	5,6人	40	19	17	4	—	—	28	15	—	—	—
	7,8人	9	6	3	—	—	—	9	—	—	—	—
	9人以上	1	—	1	—	—	—	1	—	—	—	—
三池	総数	353	46	144	82	7	14	89	185	18	3	23
	1,2人	128	8	33	30	2	6	16	51	10	1	6
	3,4人	150	22	69	39	2	7	37	78	5	—	13
	5,6人	63	13	35	13	1	1	27	27	3	2	9
	7,8人	12	3	7	—	2	—	9	2	—	—	1
	9人以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

池では100人（内女18人）、義務教育というものは磐城153人（内女96人）、三池136人（内女89人）になっている。男の子に対して女の子より高い教育を望む傾向は両方に共通してみられる。現在いる子供の数別にみると、1人～2人の子供しかいない者は比較的高い教育を望み、子供の数の多いものはその逆となる。希望する子供の数別についてみても或程度同様な傾向がみられる。

子供の職業に対する希望を第16表によつてみると、男の子に対しては農林、会社員、教員、公務員、商人、職人、その他等多種類に亘つてゐるが、親の望む職業と望むものよりも、むしろ会社員、教員、公務員などのいわゆるホワイトカラーを望むものが多い。即ち磐城では農林希望が33人であるのに対し、会社員13人、教員1人、公務員21人で、所謂ホワイトカラー計35人になり、三池では農林57人に対し、会社員38人、教員21人、公務員18人、計77人とさらに多い。他の職業は希望がずつと少く、商人が磐城で7人、三池で4人、職人が磐城10人、三池9人、その他となつており、農林以外なら何でもよいというものが、磐城に3人、三池に21人ある。また「別に考えていない」と「不明」が非常に多い（磐城102人、三池63人）。

女の子に対しては嫁にやるといふ者が多いことは磐城、三池とも共通であるが（磐城72人、三池79人）、女の子の職業についての希望をいつたものは磐城に35人（農林6人、会社員6人、教員4人、和洋裁4人、その他16人）、三池に127人（和洋裁25人、会社員23人、教員16人、その他63人）となつてゐる。

最後に、すでに別居又は独立している子について、別居の理由、扶養、被扶養の関係などについて調べ

第16表 子供の職業に対する希望

現在子供数	子供の総数	男の子										女の子									
		農	会	教	公	商	職	炭	炭	炭	炭	農	会	和	和	和	和	和	和	和	和
		漁	社	員	務	人	人	人	人	人	人	漁	社	員	員	員	員	員	員	員	員
男	総数	270	33	13	1	21	7	10	3	29	37	65	6	4	6	4	15	72	35	72	
	1,2人	105	3	5	—	5	4	—	—	10	13	28	1	—	2	1	2	20	13	24	
	3,4人	115	14	2	1	12	3	4	3	16	17	29	3	3	—	1	6	37	15	38	
	5,6人	40	13	4	—	3	—	4	—	2	6	8	1	1	1	1	7	12	6	9	
	7,8人	9	3	1	—	1	—	2	—	1	1	—	1	—	2	1	—	3	1	1	
	9人以上	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	
女	総数	353	57	38	21	18	4	9	21	62	29	34	—	16	23	25	63	79	37	48	
	1,2人	126	8	9	4	3	—	2	8	22	11	12	—	7	5	9	19	20	12	12	
	3,4人	150	26	18	9	10	1	5	11	29	14	16	—	8	10	12	22	37	21	23	
	5,6人	63	17	9	8	4	3	2	2	11	3	4	—	1	7	3	20	19	3	9	
	7,8人	12	6	2	—	1	—	—	—	1	2	—	—	1	1	2	3	1	4		
	9人以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

た結果は次の通りである。

別居又は独立している子のある世帯は 3478 中 328 世帯 (約 1 割足らず)、子の数は 485 人 (男 224 人、女 258 人、不明 3 人) である。別居又は独立の理由は、男子では就職がもつとも多く 6 割以上 (139 人) を占め、次が結婚で 18% (41 人)、勉学は 8% (18 人) その他及び不明となつている。女子は結婚が 45% (117 人)、就職が 43% (110 人) でこの両方で 9 割近くを占め、勉学は 3.5% にすぎない。勉学のため家を離

第17表 別居又は独立の子の数とその理由 (16事業場計)

理由	計	男	女	不明
総数	485人	224人	258人	3人
結婚	159	41	117	1
就職	251	139	110	2
勉学	27	18	9	—
その他	17	8	9	—
不明	31	18	13	—

れているものは 3478 世帯のうち男女合せて 27 名にすぎない。(第17表)

次に仕送り状態をみると、別居又は独立している子に対して仕送りをしている世帯は 48 世帯、子から仕送りをうけている世帯は 51 世帯であり、仕送り関係のない世帯が 231 世帯である。即ち別居又は独立した子との間に経済的な関係がある場合よりも無関係な場合の方がはるかに多い。

2. 両親の扶養について

両親を扶養する場合、同居している場合と別居して仕送り等をしている場合とがある。第 18 表によれば、調査総数 3478 世帯のうち親と同居している世帯は 723 (21%)、このうち 8 世帯を除いては親を扶養している。別居している世帯は 2243 で、そのうち親に仕送りをしているのは 412 世帯 (全体の 12%)、

その他同居と仕送りの両方の方法で二人以上の親を扶養している世帯が 9 あり、結局何れかの形で親を扶養している世帯は 1136 で全体の 33% である。扶養の必要のある親があるが自家での扶養も仕送りもしていない世帯は 1214 (35%)、あとは夫と妻両方の両親が全部死亡している 418 世帯 (12%) と、生存はしているが扶養の必要のない場合の 483 世帯 (14%) 及び不明である。要するに、扶養の必要のある親がある場合に扶養している世帯としていない世帯との割合は大体同じ位であり、扶養のしかたは同居して扶養の方が仕送りよりも多い。これを夫の親と妻の親に分けてみると、親を同居して扶養している 715 世帯のうち、夫の親の場合は 578 世帯 (81%)、妻の親の場合は 136 世帯 (19%) であり、仕送りをしている 412 世帯のうち夫の親の場合は、311 世帯 (75%)、妻の親の場合は 81 世帯 (20%)、両方の親の場合は 20 世帯 (5%) で、夫の親の場合の方がはるかに多い。更に夫が長男である場合と二三男以下である場合、妻

第18表 親の扶養状況

		16事業場計	磐城	三池
親と同居している世帯	調査世帯数	3,478	283	379
	小計	723	71	91
	扶養している	578	58	67
	夫の親だけ	136	13	24
	妻の親だけ	1	—	—
親と別居している世帯	扶養の必要なし	8	—	—
	小計	2,243	168	239
	仕送りしている	311	30	34
	夫の親だけ	81	10	8
	妻の親だけ	20	1	9
同居と別居の親を扶養両方の両親死亡不明	扶養していない (他の人にされている)	1,214	124	126
	扶養の必要なし	475	—	62
	不明	142	3	—
	同居	9	—	—
	両方	418	43	49
	不明	85	1	—

が家つき娘である場合と嫁入りした場合とに分けてみると第 19 表の如くなる。即ち、扶養の必要ある親がある世帯で夫が長男の場合には 878 世帯のうち 665 (76%) が扶養しているのに対し、二三男以下では 717 世帯のうち 229 (32%)、妻が家つき娘である場合には 223 世帯のうち 115 (51%)、嫁入りの場合は 1243 世帯のうち 130 (10%) という割合になり、扶養の必要のある親がある場合に親の扶養を自分が引き受けているのは、長男では 4 分の 3、家つき娘は半分、二三男は 3 割、嫁入りした娘では 1 割というおおよその割合となつている。また扶養の方法でも続柄による相違が現われており、長男と家つき娘は、同居して扶養するものが仕送りをするもののおよそ二倍、二三男は同居と仕送りが半々くらい、嫁入りした娘では扶養するにしても親と一緒に暮らすという形より別居で仕送りをするという形の方が多くとられている。

次に親の扶養状況を妻の年齢別で見ると (第20表)、夫の親を扶養している世帯は、妻の年齢でみて 20

第19表 続柄別、親の扶養状況（阿蘇県統計）

	夫		妻	
	長男	二三男以下	家つき娘	嫁入り
扶養する親のある世帯数	878	717	223	1,243
計	665	229	115	130
同居扶養	449	120	82	56
別居仕送り	216	109	33	74
扶養していない	213	488	108	1,113

代、30代の層がもつとも多く、妻の親の場合は40代のものも相当にみられ、とくに母親の場合は妻の年齢層が高い。

扶養の必要のある親と別居している場合の仕送りの有無を夫と妻の親別にみると第21表の通りである。夫の親が自家以外で扶養されている場合、仕送りを行っているものの割合は弊城41%、三池35%であるのに対し、妻の親ではそれぞれ20%と17%である。即ち何れにしても仕送りをしていない場合の方が多

第20表 妻の年齢別親の扶養状況（親を扶養している者のみ）

	弊城				三池			
	夫		妻		夫		妻	
	父	母	父	母	父	母	父	母
総数	(28) 100%	(46) 100%	(8) 100%	(9) 100%	(30) 100%	(66) 100%	(12) 100%	(21) 100%
20才以下	—	—	—	—	—	—	—	—
21～30	50	44	12	22	36	33	17	19
31～40	36	41	63	33	50	44	75	33
41～50	4	11	25	45	7	20	8	43
51才以上	—	—	—	—	—	—	—	—
不明	10	4	—	—	7	3	—	5

(注) ()内は扶養している者の実数

いが、夫の親には35～41%が仕送りを行っているのに対し、妻の親にはその半分の割しか仕送りをしていない。消費単位当り収入階層別にみると、夫と妻、弊城、三池を通じて収入の高い方に仕送りを行っている率が高い傾向がみられる。

仕送りのしかたと金額についてみると、弊城では仕送りを行っている世帯総数65のうち月々仕送りを行っている世帯11、1,000円未満3世帯、1,000～3,000円未満8世帯、年に何度かという世帯52、2,000円未満14世帯、2,000～5,000円未満26世帯、5,000～10,000円未満8世帯、10,000円以上4世帯、現物（衣料など）を送る世帯15（うち2世帯は現物のみ13世帯は現物と金）となつている。三池では仕送りを行っている世帯総数66のうち、月々仕送りを行っている世帯が29、1,000円未満5世帯、1,000～3,000円未満21世帯、3,000～5,000円未満2世帯、5,000円以上1世帯となつている。阿蘇県を通じて1,000～3,000円という額がもつとも多くみられる。また、年に何度かというものでは、2,000円未満7世帯、2,000～5,000円未満13世帯、5,000～10,000円未満3世帯、10,000円以上4世帯となつており、弊城と同様

第21表 親への仕送りの有無（親が自家以外で扶養されている場合）

項 目	弊城				三池			
	夫の親へ		妻の親へ		夫の親へ		妻の親へ	
	親が他 所で扶養 されている 者	仕送り している 割合	親が他 所で扶養 されている 者	仕送り している 割合	親が他 所で扶養 されている 者	仕送り している 割合	親が他 所で扶養 されている 者	仕送り している 割合
総数	(108) 100%	41%	(147) 100%	20%	(135) 100%	35%	(165) 100%	17%
20才以下	(—)	—	(—)	—	(1)	100	(1)	100
21才～30才	(31) 100	45	(46) 100	23	(39) 100	33	(41) 100	20
31～40	(51) 100	43	(53) 100	20	(71) 100	36	(81) 100	11
41～50	(25) 100	20	(41) 100	20	(24) 100	29	(39) 100	26
51～60	(1) 100	—	(1) 100	—	(—)	—	(2) 100	50
61才以上	(—)	—	(—)	—	(—)	—	(—)	—
不明	(—)	—	(2) 100	—	(—)	—	(1) 100	—
消費単位 当り収入 階層別								
4000円未満	(16) 100	31	(29) 100	10	(36) 100	19	(53) 100	13
4000円代	(28) 100	36	(36) 100	22	(27) 100	22	(38) 100	8
5000 "	(14) 100	21	(21) 100	24	(24) 100	33	(24) 100	17
6000 "	(17) 100	41	(19) 100	21	(22) 100	55	(23) 100	30
7000 "	(11) 100	64	(11) 100	9	(8) 100	63	(8) 100	37
8000 "	(4) 100	50	(7) 100	14	(7) 100	14	(6) 100	17
9000 "	(1) 100	—	(3) 100	33	(2) 100	100	(—)	—
10,000円以上	(4) 100	100	(3) 100	67	(6) 100	83	(6) 100	33
不明	(13) 100	23	(18) 100	28	(3) 100	33	(7) 100	14

(注) ()内は実数

2,000～5,000円が多い、現物仕送りは3世帯（うち1世帯は金と同方）である。

次に親を自家で扶養している場合に、他のきょうだいや親類などから親のために仕送りがあるかどうかをみると、第22表の通り仕送りがある場合は少く、大部分の世帯は自力で親を扶養している。

仕送りの金額は、弊城では該当9世帯のうち月々仕送りをうけている家5世帯、うち1,000～3,000円未満が1、3,000～5,000円未満が2、5,000円以上が2世帯、年に2,000～5,000円未満が2、10,000円以上が2世帯となつている。三池（5世帯）では、月々1,000円未満が1、1,000～3,000円が1、年に

第22表 きょうだい、親類からの仕送りの有無

地 域	夫のきょうだい、親類から				妻のきょうだい、親類から			
	夫の親を 扶養して いる世帯	仕送り有	仕送り無	不明	妻の親を 扶養して いる世帯	仕送り有	仕送り無	不明
弊城	(56) 100	12	70	18	(23) 100	15	85	—
三池	(71) 100	6	86	8	(14) 100	4	92	4

第28表 調査世帯が扶養していない場合の親の状況 (15事業場計)

		夫の親		妻の親	
		実数	%	実数	%
該当する親の総数		1,533	100	3,029	100
右の所に同居している	合 計	1,154	75	2,120	70
	扶養されている				
	小 計	883	58	1,560	52
	長 兄	565	37	834	28
	次 兄	29	2	50	2
	その他の兄弟姉妹	228	15	529	17
	姉 妹	48	3	140	5
	他の親類	13	1	7	0*
	扶養されていない				
	小 計	271	17	560	18
	長 兄	111	7	181	6
	次 兄	7	0*	17	1
	その他の兄弟姉妹	91	6	282	9
	姉 妹	19	1	62	2
	他の親類	6	0*	8	0*
	自 家	37	3	10	0*
別居で扶養されている		20	2	46	1
独立している		282	18	655	22
不 明		77	5	208	7

(注) 0*は0.5%未満

に扶養されている親は 147人 (5%) で夫の親の場合よりやや多い。

現在親を扶養していることを世帯の主婦がどう考えているかをみると (第24表)、殆どの者が扶養することを当然と思う、といっている。また親を扶養しているために家計が苦しいことはないかどうかという問に対して「苦しくて困る」と答えたものは12%で約70%が「何とかなる」とか「苦しくない」と答えている (第25表)。さらに現在親を扶養していない世帯全体 (磐城182、三池232) に対して、親を扶養する余裕があるかどうかを聞いたところ、その答は「とてもできない」が磐城に22%、三池に42%あつて、「扶養できると思う」「何とかやれる」と答えたものは磐城48%、三池26%であつた。残りのそれぞれ約30%が「分らない」と答えている (第26表)。

次に現在親を扶養していると否にかかわらず一般的な意見として全世帯の妻に、年とつた親の扶養について長男一人のみでみるやり方と子供全部がみるやり方とでは何れがよいと思うかを尋ねた。同様の趣旨の

2,000円未満が1、現物 (衣料)1、不明1となつている。

なお参考までに、調査世帯が扶養していない場合の親の状況をみると第28表の通りである。夫の親 1533人 (15事業場計) のうち独立しているもの282人 (18%)、誰かと同居はしているが扶養は受けていないもの271人 (17%)、計553人 (35%)、扶養されているものは1083人 (60%) で、その殆どが誰かと同居して扶養を受けている。その場合の扶養者はほとんどが男の子、特に長男 (対象者本人からみれば長兄) で、女の子に扶養されている親は48人 (3%) である。

妻の親では3029人のうち、扶養を受けていないもの1215人 (40%)、うち独立655人 (22%) で、夫の親の場合より独立しているものの割合が多い。扶養されているものは1606人 (53%) で、同居して扶養を受けているものが殆どであること、扶養者は男子特に長男であることも夫の親の場合と同様である。女の子 (妻からみれば姉妹)

第24表 自家で親を扶養することをどう思うか

項 目		当然と思う	思わない	不 明	計
磐 城	夫の親	53	-	3	56
	妻の親	9	1	3	13
三 池	夫の親	58	3	10	71
	妻の親	17	1	6	24
計		137	5	22	164

第25表 扶養の家計に対する影響

		親を扶養している世帯数	苦 しい	何とかなる	苦しくない	不 明
		(164)100%	(19)12%	(82)50%	(34)21%	(29)17%
磐 城	夫の親	(56)100	(6)11	(32)57	(13)23	(5)9
	妻の親	(13)100	(-) -	(9)69	(3)23	(1)8
三 池	夫の親	(71)100	(9)13	(32)45	(18)25	(16)22
	妻の親	(24)100	(4)17	(9)37	(6)17	(7)29
妻の年齢別	21才-30才	(51)100	(3)6	(24)47	(13)25	(11)22
	31-40	(73)100	(12)16	(38)52	(10)14	(15)18
	41-50	(33)100	(4)12	(15)46	(10)30	(4)12
	不 明	(7)100	(-) -	(5)72	(1)14	(1)14
消費単位当り収入階層別	4000円未満	(69)100	(8)11	(33)48	(11)16	(17)25
	4000円代	(42)100	(4)10	(23)55	(6)14	(9)21
	5000円 "	(22)100	(3)14	(12)55	(6)27	(1)4
	6000円 "	(12)100	(1)8	(5)42	(6)50	(-) -
	7000円 "	(4)100	(1)25	(1)25	(2)50	(-) -
	8000円 "	(2)100	(1)50	(1)50	(-) -	(-) -
	不 明	(13)100	(1)8	(7)54	(3)23	(2)15

第26表 親を扶養する生活の余裕

		磐 城					三 池				
		現在扶養していない者	扶養できると思う	何とかやれる	とてもできない	わからない	現在扶養していない者	扶養できると思う	何とかやれる	とてもできない	わからない
総 数		(182)100%	(9)5%	(79)43%	(40)22%	(54)30%	(232)100%	(15)7%	(45)19%	(98)42%	(74)32%
消費単位当り収入階層別	4000円未満	(27)100	-	37	33	30	(58)100	3	10	52	35
	4000円代	(44)100	2	41	29	22	(51)100	2	14	51	33
	5000 "	(30)100	10	40	20	30	(43)100	5	23	40	32
	6000 "	(26)100	-	54	19	27	(36)100	3	25	41	31
	7000 "	(15)100	7	66	-	27	(14)100	14	28	36	22
	8000円以上	(18)100	17	22	17	44	(24)100	29	33	17	21
不 明		(22)100	5	50	27	18	(6)100	-	17	17	66
家族員数別	2 人	(6)100	-	67	-	33	(16)100	13	25	50	12
	3 人	(28)100	21	32	18	29	(28)100	7	39	25	29
	4 人	(42)100	5	45	29	21	(42)100	12	14	41	33
	5 人	(50)100	-	56	12	32	(61)100	8	15	48	29
	6 人	(24)100	4	30	53	33	(38)100	3	26	45	26
	7 人	(22)100	-	41	27	32	(32)100	-	9	44	47
8人以上		(10)100	-	30	30	40	(15)100	-	13	40	47

新聞が、「山村婦人生活実態調査」(婦人少年局 1954 年 9 月実施 婦人関係資料シリーズ調査資料 No. 18) 及び国立世論調査所の「家族制度に関する調査」(1953 年 3 月実施) 中にあるので、これらと比較しながら結果を検討してみよう。

A. 山村婦人調査

(対象は 20 才以上の女子)

a. 長野県大岡村 73 人

長男一人 81%

子供全部 18%

子供一部 1%

b. 山梨県三富村 72 人

長男一人 60%

子供全部 38%

子供一部 1%

不 明 1%

B. 世論調査

(対象は東京都内 600 名の
20~59 才の男女)

長男一人 13%

子供全部 79%

そ の 他 8%

C. 本 調 査

a. 磐 城 283 人

長男一人 40%

子供全部 44%

子供一部 15%

不 明 1%

b. 三 池 379 人

長男一人 39%

子供全部 32%

子供一部 22%

不 明 7%

この三つの調査は時期も規模も調査方法も異なるもので直接比較することはできないが参考としてみる場合興味ある傾向を示している。

山村婦人では長子相続論に基づかれた従来の長男扶養の考え方をもつものが大半を占めるのに対し、東京(男女)では近代的な均分相続の原理に支えられた全部の子供が扶養すべきだという考え方が圧倒的に多い。そして本調査の対象たる農協労働者の妻は丁度その中間にあつて、二つの考えが相半ばして見られるのである。

本調査対象者の答をさらに詳しくみると、子供全部と答えたものも、重ねて「お嫁にいつた女の子も含みますね」と質問すると、磐城では「含む」というものが全体の 20%、「含まぬ」28%、不明 1%、三池では「含む」10%、「含まぬ」19%、不明 3%となる。「子供一部」の内訳は、「経済的に豊かな者が扶養する」が 7% (磐城)、11% (三池)、「親と同居しているもの」が 8% (磐城)、6% (三池)、その他 5% (三池) となっている(第 27 表)。

第 27 表 親の扶養に対する意見

	対 象 者 数	長男一人	子 供 全 部			子 供 一 部				わ か ら な い	不 明
			男全 の子 部	女全 の子 も	不 明	経済 的に 豊か な者	親と 同居 する 子	そ の 他	不 明		
磐 城	総 数	283	112	64	58	2	19	23	1	—	—
	20才未満	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	21 ~ 30	76	31	16	10	—	10	8	1	—	—
	31 ~ 40	117	47	29	25	2	3	9	—	—	2
	41 ~ 50	75	29	14	20	—	4	6	—	—	2
	51 ~ 60	10	3	2	3	—	2	—	—	—	—
	60才~ 不 明	— 5	— 2	— 3	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
三 池	総 数	379	147	73	35	12	40	24	7	12	23
	20才未満	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—
	21 ~ 30	95	38	17	7	1	9	6	1	5	10
	31 ~ 40	175	63	38	15	7	17	14	6	4	8
	41 ~ 50	97	40	17	11	4	14	3	—	3	4
	51 ~ 60	6	3	—	1	—	1	—	—	—	—
	60才~ 不 明	— 5	— 2	— 1	— 1	— —	— —	— —	— —	— —	— 1

また、親の老後の生活について、子供が扶養するのがよいが、他の方法の方がよいと思うかという意見を質問したところ、磐城では「子供がみるのが当然」というものが殆どで、「その他の方法」と答えた者はただ一名のみ、不明 11 であつた。しかし三池では「その他の方法」と答えたものは 379 人中 53 人 (15%) あり、その内訳を年齢別に見ると、20才未満 1 人中 1 人、20才代~45 人中 21 人 (22%)、60才代

第 28 表 子供が扶養するのがよいかその他の方法がよいか

年 令 別	対 象 者 数	子供がみるのが当然	そ の 他 の 方 法	不 明
磐 城	総 数	283	271	11
磐 城	20才以下	—	—	—
	21 ~ 30	76	75	1
	31 ~ 40	117	113	4
	41 ~ 50	75	70	4
	51 ~ 60	10	9	1
	61 以上	—	—	—
	不 明	5	4	1
三 池	総 数	379	313	58
	20才以下	1	—	—
	21 ~ 30	95	72	21
	31 ~ 40	175	152	20
	41 ~ 50	97	78	16
	51 ~ 60	6	3	—
	61 以上	—	—	—
	不 明	5	5	—

175人中 20人 (11%)、40才代 97人中 16人 (17%)、50才代6人中0となつている。(第28表)。

3. きょうだいの扶養について

民法第877条には「直系血族及び兄弟姉妹は、互に扶養をする義務がある」と兄弟姉妹間の扶養義務を規定しているが、これは一般に欧米諸国の法律に定める範囲より広いものである。きょうだい間の扶養はどの程度行われているかを15事業場を通してみると、きょうだいと同居している世帯は3478世帯中 285世帯 (8%) あるが、この中には扶養をうけていないものも含まれているであろうから、扶養している世帯だけに限れば、その数はもっと少なくなるであろう。また仕送りをしている世帯は、夫の兄弟へ 46世帯、夫の姉妹へ 53世帯、妻の兄弟へ 8世帯、姉妹へ 18世帯、延 125世帯で、全体からみれば極めてわずかなのである。内訳では妻のきょうだいより夫のきょうだいへの方が多く、男きょうだいより女きょうだいへの方が多し。

さらにくわしい内容を磐城、三池の二事業場についてみると第29表の通りである。磐城では、対象世帯283のうち、まだ独立していない(扶養の必要ある)きょうだいのある夫 56、妻 54、夫のきょうだいを扶養している世帯 20、妻のきょうだいを扶養している世帯 3となつている。すなわち、扶養を要するきょうだいをもつ世帯のうち現実には扶養しているものの割合は、夫のきょうだいの場合は 36% で、夫が長男の場合は 44% が、二男以下の場合は 19% が扶養している。妻のきょうだいの場合は 6% となつている。三池では対象世帯 379 のうち、扶養の必要あるきょうだいをもつ夫 53、妻 78、夫のきょうだいを扶養している世帯 22、妻のきょうだいを扶養している世帯 8、割合は、夫のきょうだいの場合 41%、夫が長男の場合 57%、二男以下の場合 12%、妻のきょうだいの場合 10%、妻が家つき娘の場合 57%、そ

第29表 きょうだいの扶養状況

親との続柄	調査世帯数	夫のきょうだい				妻のきょうだい			
		要扶養のきょうだいがある者	扶養している	扶養していない	不明	要扶養のきょうだいがある者	扶養している	扶養していない	不明
総数	283	56	20	34	2	54	3	47	4
男									
夫	128	39	17	21	1				
二男以下	131	16	3	12	1				
不明	24	1	-	1	-				
女									
家つき娘	9					1	-	1	-
その他の娘	254					51	3	44	4
不明	20					2	-	2	-
三池									
総数	379	53	22	26	5	78	8	67	3
男									
夫	187	35	20	14	1				
二男以下	154	17	2	12	3				
不明	38	1	-	-	1				
女									
家つき娘	20					7	4	3	-
その他の娘	357					68	4	61	3
不明	22					3	-	3	-

うでない場合 6% となつている。兩事業場を通してみると、夫に扶養を要するきょうだいがある場合にはその4割前後が扶養をしているが、その多くは長男であつて、二男以下できょうだいを扶養しているものはさわめてわずかなのである(磐城3、三池2)。また妻のきょうだいの場合は1割程度が扶養しているにすぎない。

第30表 きょうだいへの仕送りの状況

仕送りの状況	夫のきょうだい	妻のきょうだい
仕送りをしている	19人	19人
仕送りをしていない	15	24
不明	-	4
計	34	47
三池		
仕送りをしている	6	6
仕送りをしていない	14	45
不明	6	16
計	26	67

自家以外できょうだいが扶養されている場合の仕送り状況は第30表の通りである。また、自家できょうだいを扶養している場合、他のきょうだいや親類などから援助があるものは磐城に2世帯のみであつた。きょうだいを扶養することについての考え方を、夫か妻のきょうだいを実際に扶養している世帯の主眼にきいてみると、親の場合は扶養するのは当然と答えたものが殆どで、それ以外は例外の少数であつたが、

きょうだいの場合は「当然すべきだ」という者は磐城では半分、三池では4分の1に減少している。またきょうだいを扶養したり、援助したりしているために家計が苦しいということはないかという質問に対して「苦しくて困る」という者は磐城では極めて少いが三池では3割近く、全体としては、親の場合 (12%) より多くなつて居り、「苦しくない」(2事業場計17%) は親の場合 (21%) より少い。「何とかなる」は一番多いが(30%) 親の場合 (50%) よりずっと少く、その代り不明 (38%) が非常にふえて居る。「扶養しているために家計が苦しい」と答えた者には「当然扶養すべきだ」と思う者が少く(2人中1人磐城、11人中2人三池)、反対に「苦しくはない」と答えた者には「当然扶養すべきだ」と思う者の割合が多い(9人中7人と6人中3人)(第31表)。

第31表 きょうだいの扶養をどう思うか

親との関係別	調査世帯数	磐城					三池				
		扶養している者	当然すべきだ	苦しくないかやむをえぬ	その他	不明	扶養している者	当然すべきだ	苦しくないかやむをえぬ	その他	不明
総数	48	24	11	1	12	39	10	13	3	13	
夫											
長男	30	16	6	1	7	24	6	8	1	9	
二男以下	18	8	5	-	5	13	4	5	2	4	
不明	-	-	-	-	-	2	-	2	-	-	
妻											
あどとり娘	-	-	-	-	-	7	1	4	1	1	
その他の娘	48	24	11	1	12	32	9	9	2	12	
不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
扶養への影響別											
苦しくて困る	2	1	1	-	-	11	2	4	2	9	
何とかなる	16	9	6	-	1	9	4	5	-	-	
苦しくない	9	7	-	-	2	6	3	2	1	-	
不明	21	7	4	1	9	13	1	2	-	10	

4. 親類その他に対する扶養について

親や兄弟姉妹以外の親類又は友人などを扶養したり生活の援助をしたりしているものがどの程度あるかをみると、15事業場のうち該当世帯のない事業場が8カ所あり、世帯数も全部で23にすぎない。磐城と三池についてみると仕送りしている世帯が磐城に1、三池に5、金を貸している世帯が磐城に19、三池に2、となっており、やはり殆どの世帯がそのような関係をもっていない。

また、親類や友人などに仕送りや援助をしている世帯の主婦が、そのことをどう思っているかをみると第32表のとおりで、「当然すべきだ」と思っているものは、磐城で20人のうち6人(30%)、三池で7人のうち3人(43%)にすぎない。この点きょうだいの扶養の場合と大差なく、親の扶養の場合とは異った意識がみられる。

また仕送りや援助をしているために家計が苦しくないかどうかを尋ねた結果は第33表の通りである。即

第32表 親類などへの仕送り、援助をどう思うか

	総数	当然すべきだ	したくないがやむを得ない	しなくてよいのだからやめるつもり	その他不明
磐城	20	6	11	3	—
三池	7	3	2	—	2

第33表 親類などへの仕送り、援助の家計に対する影響

	総数	苦しくて困る	何とかなる	苦しくない	不明
磐城	20	1	9	8	2
三池	7	1	4	—	2

第34表 きょうだいや親類などへの援助についての意見

		磐 城					三 池				
		総数	援助しな ければなら ない	余裕があ ればした 方がよい	する必要 はない	不明	総数	援助しな ければなら ない	余裕があ ればした 方がよい	する必要 はない	不明
年 齢		(283) 100%	(126) 45%	(141) 50%	(9) 3%	(7) 2%	(379) 100%	(112) 29%	(242) 64%	(7) 2%	(18) 5%
年 令	20才以下	(76) 100	—	—	—	—	(1) 100	—	100	—	—
	21才～30才	(117) 100	58	34	5	3	(95) 100	30	66	2	2
	31～40	(75) 100	42	51	4	3	(175) 100	29	62	3	6
	41～50	(19) 100	40	60	—	—	(97) 100	29	67	—	4
	51～60	(5) 100	20	70	—	10	(6) 100	67	33	—	—
	不明	(5) 100	20	80	—	—	(5) 100	—	50	—	—
現在 扶養 の別	きょうだ いや親類 を扶養 している	(70) 100	63	36	1	—	(40) 100	30	60	10	—
	していない	(21) 100	38	55	4	3	(954) 100	30	64	1	5
	不明	(2) 100	50	50	—	—	(5) 100	20	80	—	—
消費 単位 当り 収入 階級	4000円未満	(55) 100	38	58	2	2	(122) 100	23	69	2	5
	4000円代	(72) 100	45	47	7	—	(86) 100	31	58	4	7
	5000〃	(49) 100	40	56	2	2	(64) 100	31	64	2	3
	6000〃	(35) 100	46	46	5	5	(47) 100	36	64	—	—
	7000〃	(19) 100	32	68	—	—	(17) 100	41	59	—	—
	8000円以上	(22) 100	45	50	—	5	(29) 100	35	55	3	7
	不明	(34) 100	44	47	3	6	(13) 100	21	79	—	—

ち「苦しくて困る」という者は非常に少く、殆どが「何とかなる」又は「苦しくない」と答えているが、これは親類や友人に仕送りする額は大したことではなく、また多少余裕のある場合でなければそういうことをしないためではないかと思われる。

最後に、2事業場の対象者全部に対して、もしきょうだいや親類が生活に困つたらどうしてあげるのがよいと思うか、を聞いたところ、第34表のような結果がみられた。即ち「援助しなければならぬ」と答えたものは磐城では283人中126人で45%、三池では379人中112人で29%、「余裕があれば援助した方がよい」は磐城では141人で50%、三池では242人で64%を占め、「援助する必要はない」は9人と7人で例外的な比率にしかすぎない。結局、余裕があればという弾力的な考え方をするものが最も多いことが分る。

III 生活不安と対処の方法

労働者家族は原則として夫又は父たる労働者が得る賃金以外に収入の道をもたない。それ故労働者が事故、病気、失業等により賃金を得ることができない状態におかれた場合は家族全体が重大な経済的困難に陥ることになる。また賃金は毎月ほぼ一定しており、支出が増大したからといってそれに伴って増加するものではないから、家族の病気、死亡、出産、災害等不時の出費が必要となつた場合貯えがなければ金銭の調達に苦慮しなければならない。このような経験を労働者はどの程度もつており、またどのような方法でそれに対処しているであろうか。さらに労働者の賃金が恒常的に家族全体を扶養するに足るものでない場合には、家計をきりつめることによるほか、妻あるいは子供が自ら働いて収入を得なければならなくなるであろう。本調査の対象は大企業の労働者家族であつて、賃金は前述したように炭鉱労働者の中では高い方であるが、妻や子の中で職業についたり内職をもつたりしているものはどの位あり、その収入は家計にどの程度寄与しているであろうか。これらの点についての調査結果を次にみることにしよう。

1. 収入の途絶と対処の方法

夫の失業や病気などのために収入がなく困つた経験のあるものは第35表のとおり、磐城では60人、三池では104人で、全体の2～3割程度である。

第35表 収入途絶による困窮の有無

	磐 城	三 池
総 数	283(100%)	379(100%)
困つた経験あり	60(21%)	104(27%)
困つた経験なし	221(78%)	275(72%)
不 明	2(1%)	2(1%)

このような場合それをどのようにして切抜けたかをみると(第36表)、阿事業場を通じて親類から援助を受けたというものがもつとも多く、困つたことのあるものの5分の1以上に及んでいる。次に多いのが会社や組合から融資を受けたもので、磐城では会社からが

比較的多く三池では組合からが多いが、両方を合すると磐城では困つたことのあるものの22%、三池では15%を占める。妻の実家にたよつた者も可成多いが、夫の親にたよつた者は三池に1人だけである。妻が

第36表 収入途絶の際の切抜け方法—収入途絶の期間別—

	a 経験のある 人数	b 家族の 計つめ をたのた	c 財分 産を した	d 予利 貯金 をた	e 妻の の た	f 親類 の た	g 友借 入金 かした	h 会融 社を かけた	i 組融 合を かけた	j 健を 康災 者保 険を した	k 行商 をした	l 妻働 がき 内に 職出 やた	m そ の 他	n 不 明
磐 城	60	5	3	6	6	13	6	8	5	5	5	4	12	—
1ヵ月未満	5	1	—	1	1	1	—	—	1	—	—	—	1	—
3ヵ月ノ	21	1	—	2	2	5	4	2	1	3	2	1	4	—
半年ノ	11	—	2	2	—	3	1	4	1	—	—	—	2	—
1年ノ	8	—	1	1	2	1	—	1	—	1	—	1	2	—
1年以上	12	1	—	—	1	2	—	1	—	1	3	2	3	—
不 明	3	2	—	—	—	1	1	—	2	—	—	—	—	—

	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	n
三 池	104	3	6	4	14	22	4	5	19	7	3	8	37	2
1ヵ月未満	2	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—
3ヵ月ノ	14	—	1	1	—	2	1	1	2	—	—	1	6	—
半年ノ	22	3	2	—	4	7	2	—	5	—	1	4	10	—
1年ノ	18	—	—	1	1	5	1	1	3	3	1	1	5	1
1年以上	35	—	2	1	8	8	—	1	3	4	1	4	11	—
不 明	3	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1	4	1

(注) 内容記載のため合計と一致しない。

側いて切り抜けたものは収入途絶の期間が長いものに比較的多くみられる。

2. 不時の支出と対処の方法

収入が途絶したときのことは以上のとおりであるが、次に収入が従来どおりあつても、家族の結婚、子

第37表 不時の支出による困窮の有無

		磐 城				三 池			
		対 象 者 数 総 数	困 っ た り 経験あり	困 っ た し 経験なし	不 明	対 象 者 数 総 数	困 っ た り 経験あり	困 っ た し 経験なし	不 明
総 数		283	25	248	10	379	114	245	20
消費単位当り収入階級別	4000円未満	58	7	48	3	122	47	69	6
	4000円 代	72	8	61	3	86	26	55	5
	5000円 "	43	3	39	1	64	14	48	2
	6000円 "	35	2	33	—	47	11	34	2
	7000円 "	19	—	18	1	17	8	8	1
	8000円 "	13	—	13	—	15	5	9	1
	9000円 "	3	—	3	—	4	—	4	—
	10000円以上	6	—	6	—	10	2	8	—
	不 明	34	5	27	2	14	1	10	3

供の出産その他の不時の支出の増加のためにやりくりが困難になつた場合についてみると、困つた経験があるものは、磐城では283人中25人(9%)、三池では379人中114人(30%)である(第38表)。

次にどうして切抜けたかについては第38表の通りで、親類縁者からや会社、組合からの借金という形が最も多いことは収入途絶の場合と同様である。

第38表 不時の支出の際の切抜け方法

	経験のある 人数	家計を きりつ つた	財分 産を 処分し	予し 貯金 を利用	夫の 親に たよ	妻の 実家 にた	親を 頼り た	会を 社か ら融 資	組を 合か ら融 資	妻が 働に 出た	そ の 他	不 明
磐 城	25	—	—	3	2	6	—	8	4	1	5	—
三 池	114	1	1	5	1	8	28	6	31	—	36	14

さらに2事業場の全対象者に対して「今後そういうことが起つたらどうするつもりですか」と質問した。その結果は第39表の通りで、半数以上は具体的な回答をせず「何とかなる」「別に考えていない」又は

無回答であった。困った経験のあるものはないものより具体的な答を多く出しているが、これは当然であろう。

対処の方法としては「親類にたよる」が両事業場を通じて多く、磐城で13%、三池で11%になっている。「組合が何とかしてくれる」も相当多く、特に三池では18%で第一位であり、両事業場を通じて困

第39表 今後に対する対策—困った経験の有無別—

		対 象 者 数	家 計 を ま り つ る	財 産 や 貯 え を と る	夫 の 親 に た よ る	妻 の 実 家 に た よ る	親 類 に た よ る	会 社 や 同 業 に た よ る	組 合 に た よ る	要 が あ る と 考 え て い る	そ の 他	同 じ か ら な い	考 え て い ない	不 明
壁	総 数	(283) 100%	(6) 2%	(15) 5%	—	(4) 1%	(37) 13%	(7) 2%	(11) 4%	(17) 6%	(9) 3%	(47) 17%	(26) 9%	(114) 40%
壁	困った経験の有無別													
	あり	(60) 100	8	10	—	—	13	7	12	8	3	17	8	27
	なし	(221) 100	—	4	—	2	13	1	2	5	3	17	9	44
	不明	(2) 100	50	—	—	—	—	—	—	—	—	—	50	—
城	総 数	(25) 100	4	16	—	—	16	16	28	16	12	4	4	4
城	困った経験の有無別													
	あり	(25) 100	4	16	—	—	16	16	28	16	12	4	4	4
	なし	(248) 100	—	3	—	2	13	1	1	5	2	19	9	45
	不明	(10) 100	20	80	—	—	10	10	10	10	—	—	20	20
池	総 数	(379) 100	—	(16) 4	(3) 1	(6) 2	(42) 11	(10) 3	(68) 18	(14) 4	(40) 11	(5) 1	(24) 6	(182) 48
池	困った経験の有無別													
	あり	(104) 100	—	3	—	3	13	1	27	5	12	4	6	39
	なし	(273) 100	—	5	1	1	10	3	15	3	10	0*	7	51
	不明	(2) 100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100
	あり	(114) 100	—	6	1	4	18	3	34	4	16	4	10	16
	なし	(245) 100	—	3	1	1	9	3	11	2	9	0*	5	43
	不明	(20) 100	—	5	—	—	5	—	5	25	5	—	5	50

(注) 具体的な方法については重複して答えた者があり、総数には一致しない。0は0.5%以下。

窮の経験のある者の中に多く、三池では収入途絶の経験ある者の27%、不時支出の経験あるものの34%が「組合が何とかしてくれる」と答えており、磐城でもそれぞれ12%と28%に及んでいる。他は「要が働く」という者が磐城6%、三池4%、「財産や貯えを使用する」という者が5%と4%となっており、実際の経験をきいた場合とかけ離れた答は出ていない。

3. 貯えと借金

15事業場を通して対象世帯の貯えと借金の状態をみると次のとおりである。まず、地代、家賃、株の配当などの財産収入については、無い世帯が殆どであり、ある世帯は4%前後にしかならない(第40表)。収入の金額は月に1,000円未満が69世帯で半分以上にのぼり、1,000円～2,000円が28、2,000円～3,000円が15、3,000円～4,000円が3、5,000円以上が8、不明10となっており、3,000円以上という例は極めてわずかしかない。

次に貯金の有無をみると、財産収入の場合よりも有る世帯の割合は多く3割前後に及んでいるが、やはり

第40表 財産収入の有無

	15事業場計	磐 城	三 池
総 数	3,478(100%)	283(100%)	379(100%)
あ り	183 (5%)	4 (1%)	17 (4%)
な し	3,295 (95%)	279 (99%)	362 (95%)
不 明	528 (15%)	55 (19%)	60 (16%)

第41表 貯金の有無

	15事業場計	磐 城	三 池
総 数	3,478(100%)	283(100%)	379(100%)
あ り	1,030 (30%)	95 (33%)	99 (26%)
な し	2,448 (70%)	188 (67%)	269 (71%)
不 明	349 (10%)	33 (12%)	41 (11%)

り無い世帯の方がはるかに多い(第41表)。貯金の額は、さしつかえない者のみの記入であるため不明が半数以上あるが、1万円未満が10世帯(15事業場計)、1万円～5万円が70、5万円～10万円が69、10万円～20万円が98、20万円～50万円が131、50万円～100万円が69、100万円以上が60世帯となっている。

第42表 借金の有無

	15事業場計	磐 城	三 池
総 数	3,478(100%)	283(100%)	379(100%)
あ り	1,582 (46%)	94 (33%)	196 (52%)
な し	1,608 (46%)	189 (67%)	183 (48%)
不 明	288 (8%)	58 (20%)	27 (7%)

第43表 借金の経験の有無

	15事業場計	磐 城	三 池
総 数	3,478(100%)	283(100%)	379(100%)
あ り	2,545 (73%)	157 (55%)	295 (78%)
な し	773 (22%)	104 (37%)	70 (18%)
不 明	160 (5%)	22 (8%)	14 (4%)

次に借金についてみると、第42表のとおり15事業場の合計では借金のあるものはないものとはほぼ半ばしており、磐城では借金のある者33%、ないもの53%、三池ではあるもの52%、ないもの41%となっている。さらに「今までにお金が不足した場合にどこからお借りになりましたか」と質問しこれに答えたものの借金の経験があるものと考えて借金の経験の有無をみると第43表の通りである。即ち借金の経験

第44表 金銭不足時の借入先(15事業場計)

借金の経験ある者総数	2,545
夫の実家	301
夫の親せき	329
妻の実家	519
妻の親せき	314
知 人	917
商 人	177
高 利 貸	225
無 尽	246
講	512
そ の 他	581

(注) 借入先重複の為総数に一致しない。
財産収入のあるものは極めて少く、貯金のあるものは3割程度である。一方現在借金のある世帯は全世帯の半数近く、今までに借金をした経験のある世帯は7割余ということになる。

4. 家族の就職

財産の処分や借金等によらず、積極的に収入をふやす方法として、妻や子の就職ということが考えられる。15事業場を通しての家族の有職状態については「1世帯の生活状態」の中で簡単に述べたが、ここで

以上みてきたところを要約すると、対象世帯のうち

は磐城、三池の2事業場についてさらに詳しい調査の結果をみることにする。

(1) 妻の就職について

第45表によれば勤務をもっている妻は磐城に4人(2%)、三池に7人(2%)で何れも極めて少数である。内職をもつものは、磐城に36人(13%)、三池に18人(5%)、自営(例えば農業、商業など)の仕事をしているものは磐城には1人だけであるが、三池に12人(3%)あり、何らかの仕事をもっている妻は全部で磐城に41人(14%)、三池に37人(10%)である。仕事の内容は第46表のとおりである。また結婚後現在までに何か仕事をもった経験の有無をみると仕事をもったことのあるものは、磐城では283人中58人(21%)、三池では379人中69人(18%)で、何れも2割程度あり、現在仕事をもっている者よりはるかに多い。

第45表 妻の仕事の有無と種類

		磐城					三池				
		総数	勤務	自営	内職	仕事なし	総数	勤務	自営	内職	仕事なし
階数		283	4	1	36	242	379	7	12	18	342
消費単位当り収入階層別	4,000円未満	58	2	—	5	51	122	2	5	4	111
	4,000円代	72	—	1	14	57	86	—	2	7	77
	5,000 "	43	1	—	5	37	64	2	3	1	58
	6,000 "	35	1	—	4	30	47	—	1	3	43
	7,000 "	19	—	—	3	16	17	1	—	—	16
	8,000 "	13	1	—	—	13	15	1	—	2	12
	9,000 "	3	—	—	1	2	4	—	—	—	4
	10,000円以上	6	—	—	1	5	10	1	—	—	9
	不明	34	—	—	3	31	14	—	1	1	12
結婚後仕事をもったことがあるかないか不明	ある	58	2	—	18	38	69	7	6	8	48
	ない	195	2	1	17	175	284	—	5	6	271
	不明	30	—	—	1	29	26	—	1	2	23

(注) 大工場労働者の妻400名の内、勤務をもつ者4名(1%)、内職をもつ者51名(13%)であつた。

第46表 妻の仕事の内容

	自営		勤務		内職	
	磐城	三池	磐城	三池	磐城	三池
計	1	12	計	4	計	36
農業	1	4	農具屋	—	あみもの	14
行商	—	4	炭炭	3	和洋裁	4
理髪店	—	2	交換員	1	洋裁	8
八百屋	—	1	教給	—	活花	6
飲食店	—	1	給仕	1	養鶏	—
			雑役婦	1	その他手伝	4
					不明	2

(注) ()内は他の職種と重複しているものの別掲

仕事をもった理由は第47表の通りで、不明を除くとほとんどの者が経済的理由を答えている。即ち「夫の給料では不足のため」「生活向上のため」「子供の学費をうるため」等の理由が次いで多

第47表 妻が仕事をもった理由—仕事の内容別—

	仕事をもっている者総数	家計に寄与するため			遊んでいてはもつたないから	趣味	子供の学費をうるため	その他	不明
		夫の給料では不足のため	生活向上のため	その他					
磐城	41	14	3	2	—	—	4	1	17
勤務	4	1	2	—	—	—	1	—	—
自営	1	1	—	—	—	—	—	—	—
内職	36	12	1	2	—	—	3	1	17
三池	37	9	5	1	1	1	—	7	18
勤務	7	3	—	—	—	—	—	3	1
自営	12	4	1	1	—	—	—	2	4
内職	18	2	4	—	1	1	—	2	8

第48表 妻が仕事を始めてからの期間

	磐城	三池
総数	41	37
1年未満	10	1
1年～3年	5	3
3年以上	10	8
不定期	—	3
不明	16	22

(注) 不定期のもの3人は何れも内職者

の小遣いとしてのもつものは少数である。

このように妻の収入の殆どが家計にくり入れられている場合が多いが、その収入はどの程度家計の助けとなっているであろうか。いいかえればその収入がなくなつた場合に家計はどの程度の打撃をうけるであろうか。そこで「今その収入がなくなつたとしたらどの位困るでしょうか」と質問したところ答は第49表の通りであつた。即ち磐城では「やつていけなくなる」と答えたものは1人だけ、「多少困るが何とかなる」が12人(29%)、過半数(23人、56%)が「大して困らない」と答えている。しかし三池では「大し

第49表 妻の収入の使途

	仕事をもっている者総数	全部自分	一部家計、一部自分の小遣			全部家計に入る	その他	不明
			1～3割家計に入れる	4～6割家計に入れる	7～9割家計に入れる			
磐城	41	—	—	3	4	29	3	2
勤務	4	—	—	—	2	2	—	—
自営	1	—	—	—	—	—	—	1
内職	36	—	—	3	2	27	3	1
三池	37	2	—	1	1	26	1	6
勤務	7	—	—	—	—	7	—	—
自営	12	—	—	—	—	10	—	2
内職	18	2	—	1	1	9	1	4

第55表 子が仕事を始めてからの期間

	磐城	三池
総数	33	26
1年未満	5	1
1年～3年	4	5
3年以上	14	5
不明	10	15

7人)となつている(第52表)。妻の場合と異り、内職より勤務が多い。仕事の内容は第53表の通りである。

仕事をもつた理由はやはり、「父の給料では不足のため」というものが最も多く、あとは少数ずつで、不明が非常に多い(第54表)。

仕事をもちはじめてからの期間は第55表の通りで三年以上にわたるものが比較的多い。

収入の使途については、妻の場合はその殆どが家計補助に使われていたが、子の場合は収入全部を自分の小遣にしているものは磐城では33人中6人(18%)、三池では26人中2人(8%)で妻の場合よりは多いが、やはり多くの者は自分の収入の一部又は全部を家計に入れている(磐城64%、三池73%)。しかし妻の場合とは異り収入の全部を家計に入れるというものは少く、磐城に3人(9%)、三池に6人(23%)で、7～9割を家計に入れるものが阿事業場を通じてもつとも多い(第56表)。

第56表 子の収入の使途

	仕事をもつて いる者総数	全部自分の 小遣にする	一部家計、一部小遣			全部家計 に入れる	その他	不明
			1～3割 家計に入れる	4～6割 家計に入れる	7～9割 家計に入れる			
磐城	33	6	—	6	12	3	1	5
三池	26	2	1	4	8	6	1	4

次に子の収入がなくなつた場合、どの程度困るかを第57表によつてみよう。「今その収入がなくなつ

第57表 子の収入の途絶による影響—(収入の使途別)—

	総数	磐城				三池			
		仕事をもつて いる者総数	やっ てい けな く な る	多少困 るが何 とかな る	大して 困ら ない	仕事をもつて いる者総数	やっ てい けな く な る	多少困 るが何 とかな る	大して 困ら ない
全部小遣	6	1	—	—	5	2	—	—	1
1～3割家計	1	—	—	—	—	1	—	—	—
4～6割家計	6	4	—	—	2	4	1	2	—
7～9割家計	12	6	3	3	—	8	6	1	1
全部家計	3	3	—	—	—	6	6	—	—
その他	1	—	—	—	1	1	—	—	—
不明	5	2	—	—	3	4	—	—	4

(2) 子供の就職について

勤務をもつ子は磐城に23人(男19人、女4人)、三池に20人(男14人、女6人)、自営は三池に1人(男)、内職は磐城に10人(男4人、女6人、不明1人)、三池に5人(男4人、女1人)であり、結局向

ほかの仕事をもっているものは、磐城に33人(男23人、女9人、不明1人)、三池に26人(男19人、女

7人)となつた。どの位困るでしょうが」との質問に対し「やっつけなければならぬ」と答えたものは磐城では33人中16人(48%)、三池では26人中14人(54%)で、仰れも半数前後を出め、妻の場合より比率が高く、「多少困るが何とかなる」というものと「大して困らない」というものは大に1割程度にすぎない。

第58表 子の仕事の継続予定

	総数	磐城				三池				その他	不明
		仕事をもつて いる者総数	やめる わけに いか ない	やめる わけに いかな い	やめる わけに いかな い	仕事をもつて いる者総数	やめる わけに いか ない	やめる わけに いかな い	やめる わけに いかな い		
全部小遣	6	1	1	3	1	2	—	—	1	1	—
1～3割家計	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—
4～6割家計	6	4	—	2	—	4	1	2	—	1	—
7～9割家計	12	6	—	6	—	8	6	—	1	1	—
全部家計	3	3	—	—	—	7	7	—	—	—	—
その他	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—
不明	5	2	—	—	3	4	—	—	—	—	1

収入の使途別にみるとやはり収入の多くを家計に入れているものほど収入がなくなつたらずつていけなくなると答える率が高く、全部を家計に入れている者は、阿事業場とも100%が「やっつけなければならぬ」と答えている。

将来も仕事を続けるつもりかどうかとの質問に対しては、妻の場合と同様にどこでも「もうすぐやめるつもり」という者は極めて少いが、「やめるわけにいかない」というものが妻の場合より多い。即ち磐城では33人中16人(49%、妻の場合4%)、三池では26人中14人(54%、妻の場合49%)が「やめるわけにいかない」と答えている。「やめられるとしても続けたい」という者は磐城では12人(36%)、三池では2人(8%)である。収入の使途別にみると、収入を家計に多く入れているものほど「やめるわけにいかない」と答える率が高く、全部を家計に入れているものでは100%が「やめるわけにいかない」と答えている(第58表)。

(3) 妻の病気の時の家事担当者

以上、労働者世帯が生活不安に対処して、どのような方法をとつてきたかをみたのであるが最後に家族人数も少く、夫婦と未婚の子女よりなる世帯の多いこれら労働者の家庭において妻が病気などの場合に家事は誰が担当するかをみよう。

毎日の家事労働の負担が、一家の主婦の双肩にかかっている事は、第59表にみられるとおりであるが、ではその主婦(妻)が病気の際は「だれ」がかわりをするのかを聞いてみた結果は、磐城、三池とも、「夫」と答えた人が一番多い(磐城283人中99人35%、三池379人中171人45%)。次は磐城では親類や近所の人(33%)、子供(23%)、同居の親族(19%)の順になつており、三池では、二番目が子供

第59表 家事世帯の担当者 (15事業場別)

	世帯員数	世帯主	専業主婦	主婦	その他	不明
総数	17,581	3,418	4,063	3,424	4,656	4,626
世帯主	3,478	192	252	166	642	770
専業主婦	3,459	2,434	2,262	2,432	2,296	2,047
主婦	4,632	58	279	58	430	610
その他	28	19	14	19	19	13
不明	4,648	392	533	407	892	744
父	364	13	20	9	31	39
母	645	222	259	210	249	201
その他	290	5	20	15	34	68
その他	350	67	115	88	105	107
不明	90	16	18	13	18	23

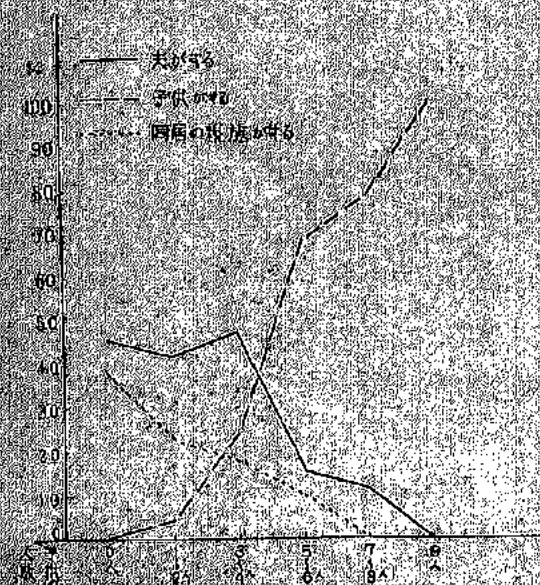
第60表 妻の病気の時の家事担当者

	対象者総数	手伝いの人をやう	夫がする	子供がする	同居の親族がする	親類や近所の人をきいてくれる	誰もしない	不明
磐城	283(100)	1 (0*)	99 (35)	66 (23)	54 (19)	98 (35)	—	6 (2)
三池	379(100)	3 (1)	171 (45)	101 (27)	75 (20)	71 (19)	1 (0*)	11 (3)

注 1人で2つ以上答えた人があるので、統計は個々の合計に一致しない。()内は百分率、0*は0.5%未満

(27%)、次が同居の親族 (20%)、親類や近所の人 (19%) となっている。「親類や近所の人をやつてくれる」と答えた人が意外に多いことは対象世帯の約7割 (磐城283世帯中188世帯 66%、三池379世帯中248世帯 66%) が住宅に任んでいるということがその一因となっているのではないかと考えられる。

第4図 子供の人数別にみた妻の病気の時の家事担当者 (例、磐城)



これを別の角度から、子供の人数、親族同居の有無、及び妻の仕事の有無等の項目別に分けてみた結果は次の通りで、先づ現在児数別にみると、磐城、三池とも子供の数が多い程「子供がする」と答えている人が多い (第4図参照)。即ち子供が5、6人以上ある人はその6割以上が「子供がする」と云っており、反対に子供の数が少ない人が「夫がする」とか又は「同居の親族がする」とか答えている。

次に親族が同居している世帯 (磐城78世帯、三池110世帯) についてみると、磐城では68%、三池では67%、即ち過半数以上の約70%の世帯では妻の病気の時、同居の親族が家事を担当して

いる。しかし同居者が父兄のみである場合、父親が家事をするという例は少ない。

附

録

行政管理局 承認 No. 7443
本票到期日 昭和30年3月30日

[illegible]

(在) 展 びて、家を別にしている予に、 Γ の開を以て、 Γ の閉を以て、

[illegible]

年 屋 延 つ け 入 手
 ありあまるほどよいの用を
 受ける
 1 社 会 的 性 格 受 入 性
 2 自 尊
 3 誠 意 自 尊 情 感 受 入 性

皆さんの意見が、この研究の進展に大いに役立つものがあることを願っています。

返済に 充てる	返済の 方法	貸主 親戚	知人	高利貸	講
返済に 充てる	貸主 親戚	知人	無屋	その他	

家計の状態について

工販地区で仕事無いし、月によつてする

2. 一月の伝票買はいくらでしたか

3. 伝票買の未払分がありますか なし あり ()

地代、家賃、株の配当などの財源収入がありますか

貯金がありますか

なし あり () 差支えない方は記入して下さい

なし あり () 差支えない方は記入して下さい

いままでにお金が不足した場合にどこからお借りになりましたか
(あてはまるところに○をつけて下さい)

親 に つ い て				
1. 生死の別	2. 難の延に同居していますか	3. 現在の職業	4. 扶養の必要	5. 誰が養つていますか(幾人かで養つてゐる場合は全部かく)
妻の父	妻の兄	なし	あり	妻の長兄
夫の父				妻の長兄
夫の母				妻の長兄
妻の父				妻の長兄
妻の母				妻の長兄

[illegible]

最終学校を卒業 したときのこと	1. 住所	果 市 郡 町 村	生活について			
	2. 親の職業	③ (機械工場、工員)	1. 子供は何人ぐらいいませんか ② と思いますか			
現在 兄い 兄いま 姉す 姉か はどう ますか	1. 続柄	2. 年令	3. 学歴	4. 職業	5. 現住地	6. 扶養の必要
	③ 姉	44	高小卒	なし	東京	なし
	1.					
	2.					
	3.					
4.						
あなたの 職業に ついて	1. 結婚してから職業を持つたことがありますか	あり なし	2. 結婚中絶をしたことがありますか	ある ない	3. 受給額を上げていますか	い ない
	2. どんな仕事でしたか	③ しゅう(内職) タイピスト勤務	5. 保育所や託児所 を利用していますか	い ない	4. 妊娠中絶をした ことがありますか	ある ない
	3. 今の仕事はいつからはじめましたか	昭和 年	6. 近親者(子供の 遊び場)を利用 していますか	い ない	5. 保育所や託児所 を利用していますか	い ない
現在の夫と結婚してから何年ですか	年	そのときはお嫁人なされたのです	参入			

農林労働者家族生活実態調査

面接調査票

労働省 婦人少年局

対象者 No.	年齢
	学歴
調査地	
事業所	
世帯番号	

(實 聞)

(A) 1. お宅は何人ぐらしですか。 人

2. (子供のある人に) お子さんは何人ですか。

生きている者	男	人	女	人	計	人
死んだ者	男	人	女	人	計	人

3. お子さんはどこまで学校にあげるつもりですか。

又はあげましたか。

男 _____ 女 _____

4. お子さんはどんな職業につけるつもりですか。

(又はついていますか。)

男		女	
1	2	1	2
3	4	3	4
5	6	5	6
7	8	7	8
9	10	9	10
11	12	11	12
13	14	13	14
15	16	15	16
17	18	17	18
19	20	19	20
21	22	21	22
23	24	23	24
25	26	25	26
27	28	27	28
29	30	29	30
31	32	31	32
33	34	33	34
35	36	35	36
37	38	37	38
39	40	39	40
41	42	41	42
43	44	43	44
45	46	45	46
47	48	47	48
49	50	49	50
51	52	51	52
53	54	53	54
55	56	55	56
57	58	57	58
59	60	59	60
61	62	61	62
63	64	63	64
65	66	65	66
67	68	67	68
69	70	69	70
71	72	71	72
73	74	73	74
75	76	75	76
77	78	77	78
79	80	79	80
81	82	81	82
83	84	83	84
85	86	85	86
87	88	87	88
89	90	89	90
91	92	91	92
93	94	93	94
95	96	95	96
97	98	97	98
99	100	99	100

5. 現在のくらしむきから考えて子供の数は何人くらいがよいと思いますか。_____人

(B) 6. 御主人の御門親はお遊者ですか。

父 あり なし 母 あり なし

7. (親のある者に) どなたと一緒に住んでいらっしゃるのですか。

8. 親御さんの生活は(あなた)がみていらつしやるのですか。

(1) 独立してやっている。(2) 自家で扶養している。

(3) きょうだい()が扶養している。(4) その他()

9. (自分が扶養している者に) それについてどう思いますか。

(1) 当然だと思う。(2) 当然だと思わない。(3) その他

行政管理局承認 No. 743
承認期限 昭和30年3月30日

調査員	調査日
-----	-----

家族構成	世帯人員
------	------

● 調查対象者
○ 女子
× 男子
注

1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	

10. きょうだいや、その他の方から親御さんのために送金などありますか。

(1) 何もうけてない。

(2) _____からある {毎月 不定期(年 回)} {現物(円位)}

11. 親御さんの生活を見るために、くらしが苦しいことはありませんか。

(1) 苦しくて困る。 (2) 何とかなる。 (3) 苦しくない。

12. (自家以外で扶養されている場合)

親御さんのために何か送金でもしていますか。

(1) していない。

(2) している {毎月 不定期(年 回)} {現物(円位)}

13. (扶養していない者に) お宅の今のくらし向きからみて、今の家族の外に

親御さんの生活を引きうけてみることができますか。

(1) できる。 (2) 何とかやれる。 (3) できない。

14. 奥さんの方の御両親はお通者ですか。

父 あり なし 母 あり なし

15. (親のある者に) どなたと一緒にすんでいられるのですか。

16. 親御さんの生活は (あなた) がみていられるのですか。

(1) 独立してやつている。 (2) 自家で扶養している。

(3) きょうだい () が扶養している。

(4) その他

17. (自家で扶養している者に) それについてどう思いますか。

(1) 当然だと思う。 (2) 思わない。 (3) その他

18. きょうだいやその他の方から親御さんのために送金などありますか。

(1) 何もうけてない。

(2) _____からある {毎月 不定期(年 回)} {現物(円位)}

19. (自分以外で扶養されている場合)

親御さんのために何か送金でもしていますか。

(1) していない。

(2) している {毎月 不定期(年 回)} {現物(円位)}

20. (扶養している者に) 親御さんの生活を見るためにくらしが苦しいこ

とはありませんか。

(1) 苦しめて困る。 (2) 何とかなる。 (3) 苦しくない。

21. (全部の者に) 年とつた親の生活はどのようにしてみてあげるのが、一番よいとお考えになりますか、長男一人がみるやり方や、子供全部がみるやり方などがあると思いますが、どういうのがよいでしょうか。

(1) 長男一人

(質問)

(2) 子供全部 お嫁に行つた女の子も含みますね {イ 含まぬ 含まぬ}

(3) 子供一部 {イ 経済的に豊かな者 親と同居している子 その他()}

(4) わからない。

22. 年とつて、収入がない人のくらしは、その人の子が生活を見るのがあたりまえだと思いますか、それとも何か別の方法がよいと思いますか。

(1) 子供がみるのが当然 (2) その他の方法

(C) 23. あなたか御主人のきょうだいでひとりだちしていない方はいませんか。

(1) ない (2) ある {夫のきょうだい 妻のきょうだい}

24. どなたが養つていられるのですか。

夫のきょうだい _____ 妻のきょうだい _____

25. (自分が養っている場合) 他のきょうだいや親類から援助がありますか。

(1) 何もうけていない。

(2) うけている。 _____から {月々 不定期(年 回)} {現物(円位)}

26. (他のものが扶養している場合) 貴方のお宅からは何か援助していますか。

(1) 何もしていない。

(2) 援助している。 {月々 不定期(年 回)} {現物(円位)}

27. (きょうだいを養っているもの、又は送金や援助をしているものに) それについてどう思っていますか。

(1) 当然すべきだ。 (2) したくないがをやむを得ない。

(3) しなくてよいのだからやめるつもり。 (4) その他()

28. そのため家計が苦しいことはありませんか。

(1) 困っている。 (2) 何とかなる。 (3) 苦しくない。

29. その他で送りや、もので援助したり、金を貸したりしていますか。

(1) していない。

(2) 仕送りしている _____に {月々 不定期()} {現物(円位)}

(3) 金を貸している _____に _____円 いつ _____

30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	

30. それについてどう思っていますか。

- (1) 当然すべきだ。(2) しなくてはならぬ。(3) しなくてよいのだからやめたい。(4) その他()

31. そのため家計が苦しいことはありませんか。

- (1) 困っている。(2) 何とかなる。(3) 苦しくない。

32. (全部の人に) もし兄弟や親類が生活に困つたらどうしてあげるのがよいと思いますか。

- (1) 援助する必要はない。
(2) 援助しなければならない。
(3) 予算があればした方がよい。

(D) 33. 結婚後、夫の失業や病気などで収入がなくて困つたことはありませんか。

- (1) ある (2) ない

34. (ある者に) どういうわけでどの位の期間でしたか。

35. その時どうして切抜けましたか。

36. 結婚後今までに、家族が結婚したり、子供が生れたり、又病気やけがや天災など不意の大きな物入りで困つたことはありませんか。

- (1) ある (2) ない

37. (ある者に) それはどういう時で、どうして切抜けましたか。

38. 今後そういうことが起つたらどうするつもりですか。

(E) 39. 奥さんや子供さんは何か収入になる仕事をして居ますか。

- (1) 妻がしている。(2) 子供()がしている。
(3) 誰もしていない。

40. お仕事は何ですか。(具体的に)

41. いつからどういうわけで働きだされたのですか。

42. 将来もつづけるおつもりですか。

- (1) やめるわけにいかない。(2) もうすぐやめるつもり。
(3) やめようと思えばやめられるとしてもつづけたい。
(4) その他

43. その収入はどういう風に使われますか。

- (1) 全部家計にくり入れる。(2) 全部自分の小遣に使える。
(3) _____割家計、_____割小遣にする。

44. 今その収入がなくなつたとしたらどの位困るでしょうか。

- (1) やつていけなくなる。(2) 多少困るが何とかなる。
(3) 大して困らない。

45. 奥さんが病気などの時家事はどうやつて居ますか。

- (1) 手伝いの人をやとる。(2) 夫がする。
(3) 子供がする。(4) 同居の親族がする。
(5) 親類や近所の人に来てしてくれる。(6) 誰もしない。

労働者家族の生活

——扶養の問題を中心として——

昭和32年8月30日 印刷

昭和32年9月5日 発行

発行者 東京都千代田区大手町一ノ七番地
労働省婦人少年局
東京都中央区浜町三丁目十番地
印刷者 文幸堂印刷所

